

## 建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について（概要）

### 1 対象工事

- ・残工期が 2 ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

### 2 対象品目

- ・鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ決定する。

### 3 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の 1 %を超える品目とする。

### 4 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の 1 %を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

### 5 部分払いをした工事について

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できない。
- ・ただし、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができる。

### 6 その他

- ・この運用は、令和 4 年 12 月 19 日から適用する。ただし、工期の末日が令和 5 年 2 月 19 日以前の工事については、工期の 1 ヶ月前までであれば請求することができる。
- ・その他、兵庫県の「単品スライド条項運用マニュアル（令和 4 年 12 月）」を準用する。